

補助事業期間再延長承認申請書（様式F-14-CV）対象の研究課題について

既に補助事業期間延長承認申請書（様式F-14）又は補助事業期間再延長承認申請書（様式F-14-CV）により令和5（2023）年度まで補助事業期間の延長承認を得た課題で、新型コロナウイルス感染症の影響による更なる研究実施計画の変更等により令和6（2024）年度まで補助事業期間の再延長を希望する場合、補助事業期間再延長承認申請書（様式F-14-CV）を提出し承認を得ることで再延長することが可能です。詳細については下図をご参照ください。

なお、補助事業期間が令和5（2023）年度までの研究課題かつ過去に補助事業期間延長承認申請書（様式F-14）の申請・承認を得ていない研究課題においては、新型コロナウイルス感染症の影響により更なる研究実施計画の変更等が生じた場合であっても、補助事業期間延長承認申請書（様式F-14）にて補助事業期間の延長を申請してください。

<再延長の対象>

令和3（2021）年度以前の採択課題で、令和5（2023）年度まで、様式F-14により補助事業期間を延長、又は様式F-14-CVにより補助事業期間の再延長を1回行っている研究課題。

令和2（2020）年度	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度
当初の補助事業期間	F-14	F-14-CV（1回目）	F-14-CV（2回目）	延長不可
当初の補助事業期間		F-14	F-14-CV（1回目）	F-14-CV（2回目）
当初の補助事業期間			F-14	F-14-CV（1回目）
		当初の補助事業期間	F-14	延長不可

令和4年度までに実施された補助事業期間延長にかかる特例措置
 令和5年度における補助事業期間延長にかかる特例措置の対象

<留意事項>

- 既に様式F-14-CVにより2回再延長を行った研究課題については、再度の延長はできません。
- 令和4（2022）年度以降に採択された研究課題については、当該感染症の影響を考慮した研究計画となっていることから、様式F-14-CVによる再延長はできません。